別添資料　３

県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）
（案）

平成２４年１２月

三重県教育委員会

県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）（案）

１　はじめに

（１）「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の趣旨

県教育委員会では、平成１８年１０月、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進することを目的に、「三重県における特別支援教育の推進について」（基本計画）を策定しました。

この「基本計画」に基づき、平成１９年度から平成２２年度までの「県立特別支援学校整備第一次実施計画」（以下「第一次実施計画」という。）を示して、県立特別支援学校*1の具体的な整備を進めてきました。

また、本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後の施策の方向性を示すため、「三重県教育ビジョン」を平成２２年１２月に策定しました。この中では、今後の特別支援教育のあり方について、施策として、全体的、総合的な視点から示しています。

特別支援学校の整備については、施設設備等にかかわる具体的な推進が必要なことから、「基本計画」や「第一次実施計画」の課題や視点を踏まえ、対応が求められている地域については、引き続き特別支援学校の整備を行うこととし、平成２３年度から平成２６年度までの「県立特別支援学校整備第二次実施計画」（以下「第二次実施計画」という。）として示し、整備を進めてきました。

しかしながら、平成２３年度から「第二次実施計画」に基づく整備を進める中で、児童生徒数の増加による施設の狭隘化等の新たな課題が生じたことから、「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」として示すこととしました。

なお、「３　第二次実施計画期間の取組」に示した整備年度については、実施段階において予算の状況等により変更することがあります。

（２）「第一次実施計画」の取組の状況

１　桑名、員弁地域では、知的障がいのある児童生徒数の増加に対応するため、くわな特別支援学校（小学部、中学部、高等部）を、平成２４年４月に開校し

---

*1　特別支援学校
特別支援学校は、対象となっている５種類の障がい種別（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）及びこれらの重複障がいに対応した教育を行う学校です。

ました。

２　特別支援学校西日野にじ学園の過密化解消のため、鈴鹿市、亀山市在住の知的障がい児童生徒を対象として、平成２０年４月から、杉の子特別支援学校に知的障がい教育部門*2を設置するとともに、平成２２年４月からは、通学可能な高等部生徒を受け入れるため、石薬師高等学校内に杉の子特別支援学校石薬師分校を開校しました。

３　津市にある城山特別支援学校と草の実リハビリテーションセンターに併設されている草の実特別支援学校は、両校とも肢体不自由児を対象としており、近隣の位置にあったことから両校を統合して管理運営を一元化し、互いの施設や設備を有効に活用できるようにするため、平成２１年４月から、草の実特別支援学校を城山特別支援学校草の実分校としました。

４　特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校については、これまで尾鷲小学校の施設を借用していましたが、平成２１年４月から、尾鷲高等学校の施設(旧尾鷲工業高等学校校舎)に移転しました。

５　訪問教育*3については、医療・福祉関係機関との連携やスクーリング*4等での指導のために、肢体不自由特別支援学校において実施することとし、西日野にじ学園の訪問教育を平成２２年４月から特別支援学校北勢きらら学園において、稲葉特別支援学校の訪問教育を平成２３年４月から城山特別支援学校において、実施しています。

（３）県立特別支援学校の整備に関する課題

「第一次実施計画」に基づく整備を進めてきましたが、県立特別支援学校に関しては、引き続き、次のような課題があります。

---

*2　**教育部門**

学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、従来の盲学校・聾学校・養護学校が特別支援学校制度として、一本化されたため、障がい種別で専門的に対応してきた各学校において、その対象を明示する必要があることから「教育部門」として表記します。

*3　**訪問教育**

訪問教育は、重い身体障がいを有する等により、通学して学校教育を受けることが困難な児童生徒に対して、家庭（在宅訪問）、病院及び児童福祉施設等（施設訪問）に教員を派遣して行う教育形態をいいます。

*4　**スクーリング**

ふだん、家庭や病院等で訪問教育を受けている児童生徒が、体調や学習内容に応じて学校に登校して学習することをスクーリングといい、年間を通じて計画的に行っています。スクーリングの授業は、通学籍の同年齢の学級や学習グループの授業に参加したり、訪問教育の教室で訪問教育児童生徒による合同スクーリングなどが行われたりします。

1　知的障がいに対応する県立特別支援学校では、児童生徒数の増加が続いているため、教室等の確保が難しく、学習環境の整備が急務となっています。

2　特別支援学校は、広域にわたる通学区域をかかえていることから、通学に長時間を要する児童生徒がいます。

また、これまで、関係自治体からも、整備が求められる地域があり、県内の特別支援教育の整備状況や今後の児童生徒数の推移を勘案した適正な配置について検討する必要があります。

3　特別支援学校の整備と児童生徒の通学を支えるスクールバスの配備を進めてきた結果、寄宿舎に入舎する児童生徒数が減少傾向にあります。

２　「第二次実施計画」の基本方針

県教育委員会では、「三重県教育ビジョン」策定のため、三重県教育改革推進会議に部会を設置し、特別支援教育を含む様々なテーマについて検討しました。

「三重県教育ビジョン」には、早期からの一貫した支援体制の構築、高等学校における支援の充実、進路指導・就労支援の充実、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援体制の充実等の特別支援教育の推進に関する取組内容が示され、これに基づき取組が進められています。

このように保育所や幼稚園から高等学校に至るまで、障がいのある児童生徒についての途切れのない支援が求められる中で、児童生徒の支援情報の円滑な引継ぎを行うための体制づくりを引き続き進めるとともに、高等学校における発達障がいのある生徒の支援を充実する必要があります。このため、教員の専門性の向上等を図るとともに、高い専門性を活かした特別支援学校による助言等のセンター的機能*5の充実を図る必要があります。

このことから、地域に根差した学校として、特別支援教育に関する課題に対応するため、特別支援学校の機能を充実・発展させるとともに、以下の視点から整備を進めていきます。

---

*5　センター的機能

『特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）』（中央教育審議会）において、特別支援学校に期待されるセンター的機能として、以下の６点を例示しています。

①　小・中学校等の教員への支援機能
②　特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
③　障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能
④　福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
⑤　小・中学校等の教員に対する研修協力機能
⑥　障がいのある幼児児童生徒への施設整備等の提供機能

（１）緊急課題への対応

知的障がいに対応する県立特別支援学校では、児童生徒数の増加が続いており、特に、高等部の生徒数の増加が著しく、教室等の確保が難しいなどの過密な状況になっている学校があります。

このため、特別支援学校の適正配置に留意し、既存施設を有効に活用する視点から、改修等による教室の確保に努めるとともに、その準備が整うまで暫定的な校舎の設置や必要な設備などを整備し、教育環境の充実を図ります。

（２）適正な規模及び配置

県教育委員会では、現在、県立特別支援学校を１６校（うち分校３校）設置していますが、そのうちの６校が津市にあります。また、１６校全体では、児童生徒数が増加傾向にありますが、減少している学校もあります。

このため、県内全体を視野に入れた県立特別支援学校のあり方や適正な配置について検討し、県立特別支援学校への入学者数が増加傾向にある地域においては、学校の設置等の対応について検討を進めるとともに、入学者数が少ない学校においては、近隣の学校との統合も視野に入れ、適正な規模となるよう整備します。

その際には、既存施設等を有効に活用することを基本としつつ、地域の特性や早期整備の観点から、総合的に検討を進める必要があります。また、障がい種別の特性に応じて、同一障がいの児童生徒による一定規模の集団を確保できるように配慮します。

（３）高等部の教育の充実

県立特別支援学校高等部への入学者数が増加傾向にあり、また高等部卒業後の進路について、職業的自立や資格取得を目指す生徒が多く、就労を希望する業種なども多様化しています。

このため、県立特別支援学校の整備に際しては、職業コースの導入による特色ある教育課程の編成、外部人材を活用した職場開拓に基づく早期からの職場実習の実施、アセスメントの活用による職種と本人の適性のマッチング等を図るとともに、キャリア教育*6における勤労観・職業観の育成、「個別の教育支援計画」等の活用による卒業後への移行支援にかかる関係機関との連携など、就労を目指した高等部の教育を充実します。

また、障がいの有無に関わらず、誰もが互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生の

---

*6　キャリア教育
一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会のなかで役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

心を学ぶことができるよう、交流及び共同学習*7の充実や県立高等学校との連携を視野に入れながら整備を進めます。

（４）複数障がい種別への対応

県立特別支援学校では、在籍する児童生徒の障がいが重度・重複化、多様化しており、地域の実情や施設の整備等を踏まえ、複数の障がいへの対応も考慮し、その体制を整えます。

このため、各地域の県立特別支援学校においても、主障がいに係る指導の専門性を維持しつつ、併せ有する障がいに係る指導についても専門性を高めるなど、多様な障がいや複数障がいへの対応が可能となるよう、学校全体の体制を整備します。

３　「第二次実施計画」期間の取組

（１）地域における課題への対応

①東紀州地域

東紀州くろしお学園おわせ分校については、これまでの尾鷲小学校の借用施設から尾鷲高等学校の施設(旧尾鷲工業高等学校校舎)を改修し、平成２１年４月に移転し、教育環境の整備を行いました。

しかしながら、熊野市に設置している東紀州くろしお学園本校は、小・中学部が有馬小学校の施設を、高等部が木本小学校の施設を借用しているため、作業学習等で使用する専用の特別教室が不足しているなどの課題があります。また、学校が分散していることにより、センター的機能の一体的な発揮等にも課題がありました。このことから施設面を含めた機能統合についての検討を進めた結果、金山パイロットファーム地内に新たな施設の整備を進めることとしました。平成２５年度から測量調査等を開始し、平成●年度を目途に開校できるよう整備を進めます。

---

*7　交流及び共同学習
障がいのある子どもと障がいのない子どもが一緒に参加する活動は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものです。

②中勢、松阪、南勢志摩地域

この地域の県立特別支援学校では、通学に長時間を要する児童生徒がいるため、スクールバスの増便や運行経路の検討を進めてきました。また、知的障がいに対応する玉城わかば学園については、高等部生徒数の増加により教室不足が生じており、今後の増加も見込まれていることから、緊急の対応として暫定校舎を平成２３年４月に設置しました。

教室不足等の課題に対応するため、玉城わかば学園の児童生徒の約半数が居住する松阪地域に知的障がいに対応する特別支援学校の整備について検討を重ねた結果、現在の三重中京大学の校地を活用して整備を進めることとしました。平成２５年度から、地質調査と校舎設計を開始し、平成●年度を目途に開校できるように整備を進めます。併せて玉城わかば学園の暫定校舎の解消と適正規模化を図ります。

③その他の地域

小・中学校における特別支援学級の児童生徒数が全県的に急増している状況があることから、上記以外の地域においても、今後も高等部生徒数の増加が見込まれるため、今後ともその推移を早期に見極め、対応を検討します。

（２）特定の課題への対応

①通学時間の改善

児童生徒の通学手段と安全確保、保護者の負担軽減などの視点から、スクールバスの計画的な配備を進めており、平成２４年度は通学用スクールバス４１台を配備しています。また、高等部を中心に自立や社会参加に必要な力の育成のため、公共交通機関を活用した自力通学を推奨しています。

しかし、通学にスクールバスが必要な児童生徒の中には、長時間に及ぶ通学時間を要する地域に居住する者がいること、児童生徒がそれぞれの障がいに応じた学校に通学していること、また、各学校の通学区域が広範囲であること等の課題があります。

今後とも、運行経路の見直しを行いつつ、引き続き通学時間の短縮に向けて、児童生徒数の推移や特別支援学校の整備に合わせ、スクールバスの計画的な配備を検討します。

②盲学校及び聾学校のあり方

盲学校及び聾学校については、それぞれ県内唯一の学校として独立し、センター的機能を十分に発揮していくことが期待されています。

ア）盲学校のあり方

盲学校は、小学部、中学部への入学希望者が減少していますが、全盲、弱視、視野狭窄等の障がいに対応した県内唯一の視覚障がい教育の専門的機関として、県内の対象児童生徒の就学前からの一貫した支援体制を整備するとともに、センター的機能を積極的に発揮していく必要があります。

高等部及び高等部専攻科*8に在籍する生徒は、そのほとんどが中途障がいの成人で占められています。現状では、弱視等視覚障がい者の就労については、主に按摩、鍼灸、マッサージ等がありますが、盲学校は、その資格取得のための専門機関としての役割を担っています。

このことから、社会福祉分野との連携において、教育と福祉との本来的な機能分担等、今後の方向性について検討していきます。

イ）聾学校のあり方

聾学校は、聴覚管理、聴覚障がい児の心理状態の把握、学習上生活上の配慮の仕方などについての支援や、研修支援など県内唯一の聴覚障がい教育の専門的機関として、センター的機能の発揮が期待されており、県内各地の保育所及び幼稚園や学校から多くの相談があります。

聴覚障がい児については、特に早期からの支援が重要であり、コミュニケーション能力の向上のためには、手話等によるコミュニケーションが活発にできる集団の確保や相互の交流活動ができる場を用意する必要があります。

また、生徒の自立と社会参加に向け、就労体験の機会を十分に確保し、就労につながる高い専門的な知識や技能が習得できるよう、学校全体の指導体制を整えるとともに、教職員の専門性の向上も重要課題として取り組んでいきます。

---

*8　**専攻科**
盲学校においては３年、聾学校においては２年を修業年限として、資格取得のための専門的な学科を設置しています。

③寄宿舎のあり方

これまで、各地域における特別支援学校を整備し、スクールバスによる安全な通学や進路指導と呼応した自力通学の取組を進めるなど、子どもたちの地域や家庭での生活を重視した通学方法の充実に努めてきました。このため、通学困難な子どもたちが減少していることから、寄宿舎の集団生活による効果が確保できるよう機能を集約し、現在の盲学校、聾学校、稲葉特別支援学校、城山特別支援学校、度会特別支援学校５校に設置している寄宿舎を３校に統合します。それぞれの障がいの特性や地域のニーズ、学校と福祉関係機関との連携による支援や今後のあり方、配置のバランスなどに配慮し、関係者の理解を図りながら、統合の組合せや施設設備の整備について総合的・計画的に、かつ慎重に、検討を進めます。

④医療・福祉等の関係機関との連携

県立特別支援学校には、病院併設校や児童福祉施設が隣接する学校があり、医療・福祉等の関係機関と連携しながら教育と生活を支えています。

今後、これらの学校の中には医療・福祉等の関係機関の統合や整備が計画されているところもあることから、関係機関と連携して取り組むとともに、その進展を見極めながら対応を検討していきます。

（３）新たな課題への対応

①くわな特別支援学校への対応

くわな特別支援学校は、「第一次実施計画」に基づき、平成２４年４月に開校しました。特別支援教育の理念の浸透や期待の高まりにより、今後も児童生徒数の増加が見込まれることから、普通教室の不足が生じる可能性があります。

そのため、新たに校舎を増築し、平成２６年９月の使用開始を目指します。

②杉の子特別支援学校石薬師分校への対応

杉の子特別支援学校石薬師分校は、「第一次実施計画」に基づき、平成２２年４月に開校しました。特別支援教育の理念の浸透や期待の高まりにより、今後も生徒数の増加が見込まれます。

そのため、新たに校舎を増築し、平成２６年９月の使用開始を目指します。

③草の実リハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなろ学園の一体整備に伴う対応

現在、草の実リハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなろ学園を、「こども心身発達医療センター（仮称）」として津市大里地区に一体的に整備し、隣接する三重病院との一層の機能連携の中で、子どもの「こころ」と「からだ」の育ちの両面に対応する発達支援の拠点とする計画が進んでいます。

あすなろ学園に入院する児童生徒は、治療や支援の内容が多岐にわたるなど高度な専門的医療と個別の教育環境が必要となっており、発達支援を継続するには医療と教育の連携が重要であることを踏まえ、「こども心身発達医療センター（仮称）」の一体的整備に伴い、これまで津市立の小中学校分校であったあすなろ分校、城山特別支援学校草の実分校及び緑ヶ丘特別支援学校を一体とした、新たな特別支援学校として再編することとします。

このことによって、新たな特別支援学校が県内の各特別支援学校におけるセンター的機能を牽引する役割を発揮し、県内全域の小中学校や高等学校等の発達障がい*9児や肢体不自由児等の教育支援を進めるとともに、より高度で専門的な医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携して対応する総合的な支援ネットワークの構築や研修等の人材育成システムの充実を図ります。

なお、新たな特別支援学校は、病院開設にあわせて、平成２９年４月の開校を目指します。

---

*9　発達障がい
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。（発達障害者支援法の定義による）